

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
令和3年度国民健康保険税の減免について

このことについて、令和2年度に引き続き、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を実施することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

対象世帯	減免額	減免の対象となる国保税
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯	全額免除	令和2年度及び令和3年度の国民健康保険税で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されたもの。
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯	※一部を減額	

※国保税が減免される具体的な要件は以下の(1)から(3)までの全てに該当する世帯です。

※当該減免を受けるためには申請が必要です。

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。